〇不正競争防止法

う。

最終改正 平成二十七年法律第五十四号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

紀二章 差止請求、損害賠償等(第三条—第十五条)

第三章 国際約束に基づく禁止行為 (第十六条—第十八条)

第四章 雑則 (第十九条—第二十条)

第五章 罰則(第二十一条·第二十二条)

第六章 刑事訴訟手続の特例 (第二十三条—第三十一条)

第七章 没収に関する手続等の特例 (第三十二条—第三十四条)

第八章 保全手続(第三十五条·第三十六条)

手続等(第三十七条―第四十条)第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助

附則

.

第一章 総則

発展に寄与することを目的とする。 に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをい

じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、始出し、輸入し、若しくは営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものにという。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものに提供して、他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、

三 他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸くは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若し

くは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若し三 他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠

を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)より取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為に四一窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得

その取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又は五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、

した営業秘密を使用し、又は開示する行為したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得六、その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在

又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、の営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からそ

又は開示する行為

密を使用し、若しくは開示する行為との営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密につい為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密についるを明示する行為という。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密についる場合により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合に

営業秘密を使用し、又は開示する行為ことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得したたこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在した九。その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があっ

十 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密(営業秘密中)のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。)が不正使用行為により生じた物を譲り受けた者(その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知が不正使用行為によりという。)を使用する行為で限る。以下この号において「不正使用行為」という。)

的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術をものを除く。)により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は外の者に影像若しくはプログラムの記録をさせないために用いてい系像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いている技術的制限手段(他人が特定の者以十一 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以

装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であまり可能とする用途に供するために行うものに限る。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと間、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにけ、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることには、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることには、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることには、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)若しくは当該装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であより可能とする用途に供するために行うものに限る。)

十二 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくは 能とする用途に供するために行うものに限る。 器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることがで 像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可 ラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影 輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを 者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、 きるものを含む。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該 により可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機 像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像 せないために営業上用いている技術的制限手段により制限され プログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさ 電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログ 記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。)を の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げること ている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影

他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標十三 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、

又はそのドメイン名を使用する行為は類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しく

告知し、又は流布する行為十五一競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を

十六 パリ条約(商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) 正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないで 条第一項第二号 に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、 同一若しくは類似の役務を提供する行為 て提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と ために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じ しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しの 使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若 る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に その権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係 その行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が 単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又は する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において 貿易機関の加盟国又は商標法 条約の締約国において商標に関 世界 第四

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定す

3

この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定す

る標章をいう。

- び質感をいう。
 部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外4.この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に
- して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠
- 上の情報であって、公然と知られていないものをいう。 る生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されてい
- 7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法(電子する方式によるものをいう。
- 令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされた8 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指

ものをいう。

- はこれらの結合をいう。
 号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又て、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記9 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおい
- 10 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第二章 差止請求、損害賠償等

(差止請求権)

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる者に対し、その侵害の停止又は予防を請求するこるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害され、又は侵害され第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害され

の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一それがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるお

(損害賠償

は、この限りでない。
を侵害した者は、これによって生じた損害についてる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害を賠償する責めに任ず
第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益

(損害の額の推定等)

第五条 第二条第一項第一号から第十号まで又は第十六号に掲げるの侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物のの侵害の行為を組成した物を譲渡した者に対しその侵害によされた者(以下この項において「被侵害者」という。)が故意又は当れた者(以下この項において「被侵害者」という。)が故意又はの侵害の侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡しための侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡しための侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡しための侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡しための領域という。

額を控除するものとする。

数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、被侵害者がとするものとする数量を被侵害者が販売することができたりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売をの全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができた物の単位数量当ないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた被を控除するものとする。

- 営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失
- 3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十三号又は第十六号に 第二条第一項第一号から第九号まで、第十三号又は第十六号によって営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号 に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号 に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害とれた者は、故意又
- に係る商品等表示の使用 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害
- の形態の使用
 二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品
- 侵害に係る営業秘密の使用 三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該
- 標の使用 標の使用 一切 第二条第一項第十六号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商

の額を定めるについて、これを参酌することができる。 に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求

の推定)(技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等

第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係を加号、第五号又は第八号に規定する行為(営業秘密を取得する行為に限る。)があった場合において、その行為をした者が当該技形の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為(以下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為(営業秘密を使用する行為に限されて同じ。)について第二条第一項を加入されている。

(具体的態様の明示義務)

第六条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、第六条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそ方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、相手方は、自己のる物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己のる物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己のます。

(書類の提出等)

においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟

があるときは、この限りでない。の書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、そ為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算

- の提示された書類の開示を求めることができない。の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうか
- 3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正とができる。
- の提示について準用する。 訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的 部三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴

(損害計算のための鑑定)

第八条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、第八条 不正競争による営業上の利益の侵害の行為による損害の計算が条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、

(相当な損害額の認定)

損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証する第九条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、

に基づき、相当な損害額を認定することができる。であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果ために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難

秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟第十条 裁判所は、不正競争による営業秘密について、次に掲げるに規定する準備書面の閲読又は同号に規定する連備書面の閲読又は同号に規定する連備書面の閲読又は同号に規定する連備書面の閲読又は同号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人とは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は揺げるとは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有してくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有してくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有してくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有してくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有してくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。 書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面を含む。) 調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示されたり 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保
- あること。
 を防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要がに基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これれ、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用さ
- ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立

秘密保持命令を受けるべき者

- 事実 一 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる
- 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 令を受けた者に送達しなければならない。 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命
- 達がされた時から、効力を生ずる。 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送

(秘密保持命令の取消し)

第十一条 秘密保持命令の申立てをした者及び相手方に送達しなけれた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所があった場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければ、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

- じない。
 4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生
- 密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保 秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘 ま判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、おいて同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があった場合は知りなければならない。

3

- 2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日 2 前項の場合において、裁判が確定するまでの間)、その請求の対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあってが、その申立てにされて 場合にあって は、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行った者に がら 二週間を経過する日までの間 (その請求の手続を行った者に がら 一覧 がら 一覧 がら に しゅう は で いっと しょう に しゅう は いっと しょう に しゅう は いっと しょう は いっと しょう に しゅう に しゅう
- 申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項 の。 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分

(当事者尋問等の公開停止)

第十三条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟におけるあることから当該事項について中述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事あって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事は大きによりは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合におに基づく当事者の保有する営業社密に該当するものについて、当事の表示とから当該事項についての判断の基礎となる事項であることから当該事項について十分な陳述をすることができず、

決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事

者等の意見を聴かなければならない。 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事

2

- た書面の開示を求めることができない。せることができる。この場合においては、何人も、その提示され当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさ裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、
- し、当該書面を開示することができる。 要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必
- 公衆を入廷させなければならない。
 渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言いる。
 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで

(信用回復の措置)

第十四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることがた者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害され

(消滅時効

る侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がそうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定によ第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争の

同様とする。
つて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、の行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によ侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を

第三章 国際約束に基づく禁止行為

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第十六条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であって経済産業省令で定めるもの(以下「外国国旗等類似記章」という。)との一番しくは類似のもの(以下「外国国旗等類似記章」という。)と、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供してし、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。ただし、その外国国旗等類似記章を商標として使用しくは外国国旗等類似記章」という。)と第十六条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章である行政処分を含む。以下同じ。)を行う権限を有する外国の官族として使用して没務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等別記章を商標として使用しくは外国国旗等別記章を商標として使用して没務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等別記章を商標として使用して没務を提供してはならない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させ 2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させ ときは、この限りでない。

明用の印章若しくは記号であって経済産業省令で定めるもの(以3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証

りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

させないようにあっせんをさせることを目的として、金銭その他用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくは務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して

- 2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。 の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
- 令により設立されたものの事務に従事する者 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法
- 不又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額の総額に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算に所有されているものの事務に従事する者その他この当時に権益を付与されているものの事務に従事する者その他この当時に権益を付与されているものの事務に従事する者との他に対して政策を直接して政策を表表して政策を定める者
- 際機関をいう。次号において同じ。)の公務に従事する者四国際機関(政府又は政府間の国際機関によって構成される国
- る事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する五(外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属す

第四章 雑則

(適用除外等)

- は、。 正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用し 係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不 第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条(第二項第七号に
- る不正競争 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は一 第二条第一項第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げ

使用して役務を提供する行為を含む。) は関係を提供する行為を含む。) 若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業についを除く。) 若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業についた商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示た商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示た商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示に、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同項第十四号及び第十六号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は普を計画とは、計画名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は管理のでは、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は当時には、当時の場合にある方法である。

- 一、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為一、大力の商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、実務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、実務を承継した者がその商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、当時では、一、大力の商品等表示を通り、一、大力の商品等表示に係るのでは、一、大力の商品等表示に係るのでは、一、大力の商品等表示に係るのでは、一、大力の商品等表示が、一、大力の商品を表示が、一、一、一、一、</li
- がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が

電気通信回線を通じて提供する行為渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲

る行為 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げ

2

し、又は輸入する行為渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲て 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を

は貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為ない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくあることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がり受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲

用し、又は開示する行為 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者(その取得した時にその営業秘密を取得によって営業秘密を取得した者(その取得した時にその営業秘密 取引によって営業秘密を取得した者(その取得した時にその営業秘密 下正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、不正知得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、不正知得によって営業秘密を取得した者においての営業秘密を使取引によって対象がある。

提供する行為のために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しり同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条の規定によ

び第十二号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプロ的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一号及、第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争(技術

る行為は輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供すは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供すき渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくグラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引

ができる。
業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求すること為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為によって営業上の利益を侵

じて提供する者を含む。)渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引前項第二号に掲げる行為「自己の氏名を使用する者(自己の

又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。) 渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引きの商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似

(政令等への委任)

政令で定める。 との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、第十九条の二 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分

で定める。
て必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続についの参加及び裁判に関する手続、第八章に規定する没収保全及び追2この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者

(紹避措置)

できる。
「できる。

第五章 罰則

(計)

若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役

により、営業秘密を取得した者 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、対象の領域に対しての条において同じ。)又は管理侵害行為 ス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) お二条第四項 に規定する不正アクセス行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理侵害行為 保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。) 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目により、営業秘密を取得した者

使用し、又は開示した者正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不

営業秘密を領得した者密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でそのる目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得

た文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。)イ 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載され、又は記録され

又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

き、使用し、又は開示した者者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の四

五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執

者を除く。)
者を除く。)
者を除く。)

開示した者のによって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又はいによって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又はらび前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。)に当たる開めで、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪(第二年正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目れて、

- 号の罪(第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係 を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者 る部分に限る。)に当たる開示が介在したことを知って営業秘密 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二
- 物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引 回線を通じて提供した者(当該物が違法使用行為により生じた 用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、 的で、 き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、 為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使 第三 項第三号の罪に当たる行為(技術上の秘密を使用する行 又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。) しくは引渡しのために展示し、輸出し、 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は 輸入し、又は電気通信 、譲渡若
- 2 五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは
- る不正競争を行った者 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十四号に掲げ
- 目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者 不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して
- 争を行った者 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競
- ている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十一号又は第 十二号に掲げる不正競争を行った者 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用い
- 五. 類若しくは通信にその商品の原産地、 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書 品質、 内容、 製造方法、

用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量 る者を除く。) について誤認させるような虚偽の表示をした者(第一号に掲げ

- 秘密保持命令に違反した者
- 七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者
- 三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは
- の罪を犯した者 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号
- これらの罪に当たる開示をした者 号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日 相手方に日本国外において第一項第二号又は第四号から第八
- 当たる使用をした者 本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に
- 4 る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の未遂は、 第一項(第三号を除く。)並びに前項第一号 (第一項第三号に係
- 5 第二項第六号の罪は、 告訴がなければ公訴を提起することがで
- 6 これらの罪を犯した者にも適用する。 おいて事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)の罪は、日本国内に 第一項各号(第九号を除く。)、第三項第一号若しくは第二号又
- も適用する。 第二項第六号の罪は、 日本国外において同号の罪を犯した者に
- 8 法 第二項第七号(第十八条第一項に係る部分に限る。) (明治四十年法律第四十五号) 第三条の例に従う。 の罪は、 刑
- 9 げない。 第一項から第四項までの規定は、 刑法その他の罰則の適用を妨

- くは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬とし一(第一項、第三項及び第四項の罪の犯罪行為により生じ、若し
- の他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産そ二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産
- 11 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成一条第十項各号」と読み替えるものとする。 この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。) 第
- 12 第十項各号に掲げる財産を没収することができまが、第十項各号に掲げる財産を没収することが相当でないと認められるときは、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の
- 金刑を科する。
 金刑を科する。
 金刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
 を刑を科する。
- 第一号に係る部分に限る。)、第二号(同条第一項第二号、第七名。)若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に限第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限

十億円以下の罰金刑号、第七号及び第八号に係る部分に限る。)号、第七号及び第八号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第三号(同条第一項第二号及び第八号に係る部分に限る。)及び第三号(同条第一項第二

五億円以下の罰金刑 五億円以下の罰金刑

- 三 前条第二項 三億円以下の罰金刑
- しても効力を生ずるものとする。
 力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対号の罪に係る同条第五項の告訴は、その法人又は人に対しても効2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項第六
- 3 限る。)、 らの規定の罪についての時効の期間による。 き法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これ 第八号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の違反行為につ に係る部分に限る。)及び第三号(同条第一項第二号、第七号及び る部分に限る。)、第二号 る場合を除く。)並びに同条第三項第一号(同条第一項第一号に係 第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当す 号に係る部分に限る。)又は第四項(同条第一項第一号、 分に限る。)若しくは第三号 号若しくは第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を 第一項の規定により前条第一項第一号、 第二号 第二項、 (同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部 第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に (同条第一項第二号、第七号及び第八号 (同条第一項第二号、 第二号、 第七号及び第八 第七号、 第二号 第八

第六章 刑事訴訟手続の特例

(営業秘密の秘匿決定等)

5

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項若しくは第四項第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項若しくは当該被害者の法定代理場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

- するものとする。の場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知2.前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。こ
- 3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有すな事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の保有すれ当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の保有する時間と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被4 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿決定」という。)

他の表現を定めることができる。項をいう。以下同じ。)に係る名称その他の表現に代わる呼称その業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営

称等の決定」という。)の全部又は一部を取り消さなければならな称等の決定」という。)の全部又は一部を取り消さなければならな定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認める定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認める定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認める定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認める

(起訴状の朗読方法の特例)

官は、被告人に起訴状を示さなければならない。 しない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察第一項 の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかに第二十四条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十一条

(尋問等の制限)

同様とする。
同様とする。
新訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、おそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することがでおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるのする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるとき第二十五条 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係

の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれ2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項 及び第五項 の規定は、前項

(公判期日外の証人尋問等)

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定 人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に 供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、 告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密 告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密 されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の されることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の 人の供述を求める手続をすることができる。

告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、 手続の日時及び場所」と、 競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める 期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正 止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の 法第二百七十三条第二項 中「公判期日」とあるのは「不正競争防 護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同 又はその弁護人」と、同法第百五十八条第二項 中「被告人及び弁 第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人 同法第百五十七条第一項 、第百五十八条第三項及び第百五十九条 第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、 一項及び第三項、第百五十九条第一項、第二百七十三条第二項、 刑事訴訟法第百五十七条第一項 及び第二項 、第百五十八条第 とあるのは 検証、 押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した 「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による 同法第三百三条中「証人その他の者の 前項の規定による被

又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定を求める手続を公判期日外にお第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定

(証拠書類の朗読方法の特例)

特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一

(公判前整理手続等における決定)

続において行うことができる。 第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手

- 決定をすること。

 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す
- る手続を公判期日外においてする旨を定めること。 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求め

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請

項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件

項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。 で特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該事項のうち起訴状に記載された事項が外の他の者の事業活動に著しい支を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者(被告人を含む。)にかられないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支

最高裁判所規則への委任)

での規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。第三十一条。この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条ま

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

ていないときは、没収の裁判をすることができない。
ち場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許され告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属す動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被第三十二条 第二十一条第十項各号に掲げる財産である債権等(不

も、前項と同様とする。
て、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないとき者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合におい4 第二十一条第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三4

べきときについて準用する。
の犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させる
いする場合において、第二十一条第十一項において準用する組織
上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没
上権、抵当権の犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地

第百三十八号)の規定を準用する。第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律は、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続について

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十項第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は第二十三条 組織的犯罪処罰法第二十条の規定は

(刑事補償の特例)

の規定を準用する。 年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五

第八章 保全手続

(没収保全命令)

できる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没収することが第三十五条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪

である。保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することが保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することががあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収に足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要

- 武物できる。武物できる。政判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止するを理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があるとな理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があるとな理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があるとな理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があるとなができる。
- に規定する処分をすることができる。安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があると認めるとき
- 保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。は、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による没収4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分について

(追徴保全命令)

第三十六条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪第三十六条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、きは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、きは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、という。 をは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、という。 という。 という。 とができなくなるおそれがあると認めると とは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、 とは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、 という。 といる。 という。 といる。 とい

- 定する処分をすることができる。 公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、
- 保全命令による処分の禁止の例による。は、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分について

共助手続等 第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際

(共助の実施)

第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯されたとされて第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合においる犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合にお第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯されたとされて

- ついて刑罰を科すことができないと認められるとき。て行われたとした場合において、日本国の法令によればこれにいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内においー 共助犯罪 (共助の要請において犯されたとされている犯罪を

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑の表別である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑い表別である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑いと認められるとき。

(追徴とみなす没収)

その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。ては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあっ額が当該財産の価額に相当する財産であって当該裁判を受けた者第三十八条第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価

に係る共助の要請について準用する。その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全の前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、

、要請国への共助の実施に係る財産等の譲与、

全部又は一部を譲与することができる。
又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があったときは、そのの執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判

、組織的犯罪処罰法による共助等の例

章の規定による共助及び譲与の例による。助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六第四十条(前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共